

鳥取県告示第802号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年12月7日

鳥取県東部総合事務所長 齋藤明彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人あすなろ会	鳥取西デイサービスセンター	鳥取市西品治280-1	平成24年11月14日	平成24年12月1日	介護予防訪問入浴介護